

野外焼却(野焼き)はやめましょう！

野外焼却(いわゆる野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により、一部の例外を除いて禁止されています。少量であっても、家庭から出るごみ(紙類や剪定枝などの廃棄物)をドラム缶やブロック囲いを利用したり、地面に穴を掘ったりして焼却をしてはいけません。

例外となるもの：

- ・焼畑や畔の草の焼却(農業・林業で必要な場合)
- ・しめ縄や門松などを焚く(左義長、どんと焼き)、卒塔婆の供養焼却
- ・国または地方公共団体が施設管理に必要と判断した場合
- ・震災や風水害、その他災害の予防・応急対策または復旧に必要な場合

上記のように、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙や灰などが悪臭や大気汚染の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。また、場合によっては火災に繋がる恐れもあり、近隣住民にとって様々な被害や心配をかけることになります。良好な生活環境を維持するため、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。



問 住民環境課 ☎32-1104

“持続可能な養老のまちづくり”

ごみの量を減らすために自分たちでできることから始めましょう。

生ごみは土を育てる宝物

毎日の生活から出る生ごみ。これをごみとして捨てるのか、菜園の土を豊かにする肥料に変えるのかは私たち次第です。生ごみは糖分やタンパク質(高窒素)など栄養がたっぷりなので、畑の生き物や野菜が喜ぶ“土を育てる宝物”です。また、生ごみを肥料として活用することで、環境への負荷も大幅に軽減できます。生ごみ堆肥を活用して健康な野菜を育てましょう。

～お知らせ～ <SDGs マルシェ 生活と環境を考える会収穫祭>

実りの秋を迎えました。生ごみで土作りをし、種をまき、草をむしり・・・手塩にかけて育てた野菜や花、果物、苗物、種などの販売を行います。

開催日時 11月16日(日)10時30分～12時

開催場所 町中央公民館 中ホール

収穫祭内容

<販売> 会員が生ごみ堆肥で育てた野菜や花、果物、苗物、種などを安価で販売します！

会員が手作りした小物もあります。お楽しみに！

もったいないバザー 必要なあなたに使って欲しい！

<回収> 植物性の廃油 ※入っていた容器に入れてきてください。

どなたでも無料で参加いただけます。※エコバッグを持参してください。

会場では、みたらしや大判焼きも販売予定です。皆さまのご来場をお待ちしています。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386

住民環境課 ☎32-1104

- 新築・リフォーム・建具・家具・太陽光
- 日曜大工・DIYはネットショップへ

「木材加工.com」「フリー板.com」を

検索

井 藤井ハウス産業株式会社

岐阜県養老郡養老町押越1974 TEL 0584(32)1241

今までのやり方で将来のお金の心配はありませんか？ 「役立つ! マネープランニングセミナー」

○私達を取り巻く環境変化と人生の5大支出

○インフレ=物価上昇から資産を守るには？

○資産形成のための3大原則

○お金の色分けと制度の選択

日時:11月15日(土)13:30～15:00 定員:10名

場所:㈱オフィス養老(石畑299) 参加費:無料

※参加者には「はじめての資産運用～お金の殖やし方のコツ教えます～」をプレゼント！

保険と資産形成の生涯パートナー

(株)オフィス養老

申込「要予約」定員になり次第締め切らせて頂きます。

☎0584-34-0008